

令和元年度第1回 宗像市文化財保存活用地域計画協議会

期日：令和2年1月16日（木）
時間：13時30分から
会場：海の道むなかた館 講義室

会議次第

1. 開会あいさつ
2. 教育長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 委員あいさつ（配布資料2）
5. 会長・副会長の選任（配布資料1）
6. 会長・副会長あいさつ
7. 事務局職員紹介
8. 議事の作成方法について（配布資料3）
9. 議事
 - 1) 協議会について（配布資料1）
 - 2) 文化財保存活用地域計画について（配布資料4）
 - 3) スケジュールについて（当日配布資料5）
 - 4) 宗像市文化財保存活用地域計画について（配布資料6）
 - 5) その他
10. 閉会あいさつ

次回開催

令和 年 月 日 ()

○宗像市文化財保存活用地域計画協議会規則

令和元年 9 月 30 日

宗像市教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民協働環境部文化財課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宗像市文化財保存活用地域計画協議会委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

区分（文化財保護法第183条の9第2項）	氏 名	所属・役職	備考
文化財の所有者	高山 國敏	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会事務局長	
	立部 瑞真	鎮国寺住職	
学識経験者	伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐 宗像市文化財保護審議会委員（考古学）	
	河上 信行	河上建築事務所代表 宗像市文化財保護審議会委員（建築史）	
	田中 久美子	福岡工業大学准教授 宗像市文化財保護審議会委員（民俗学）	
	竹川 克幸	日本経済大学教授 宗像市文化財保護審議会委員（近世史）	
教育委員会 が必要と認 める者	地域づくり活動	吉村 一彦	マルヨシ醤油株式会社専務取締役
		本田 藍	地域おこし協力隊
	文化財保存活用 団体	石村 陽子	むなかた歴史を学ぼう会
		山田 久	田熊石畳遺跡村づくりの会会長
		江藤 富男	宗像歴史観光ボランティアの会
	市民代表	鎌田 隆徳	一般公募による市民代表

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則

平成 17 年 9 月 16 日 規則第 66 号

(議事録)

第 6 条 附属機関等の会議の議事録(以下「議事録」という。)は、あらかじめ附属機関等の会議に諮った上で、次に掲げる議事録の作成方法の中から、当該附属機関等の性質等を考慮して最も適切な方法により行う。

- (1) 発言者が発言した全てを記録する方法
- (2) 発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法
- (3) 会議内容の要点を記録する方法

配布資料4

文化財保存活用地域計画について

令和元年1月9日
令和元年度第1回文化財保存活用地域計画協議会

1. 文化財をとりまく環境

2. 文化財保護法の改正

文化財保護法改正の概要

これからの文化財の保存と活用の在り方について

文化財保護法改正による新たなイメージ

3. 文化財保存活用地域計画

協議会について

認定基準

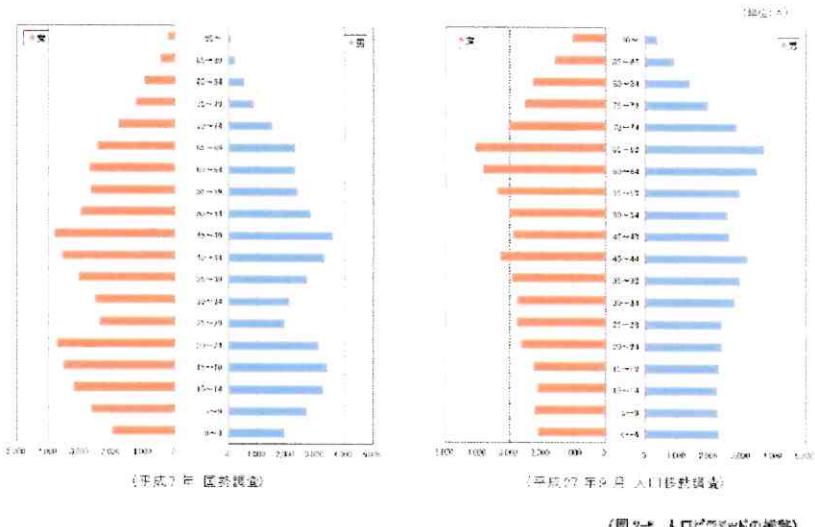
計画への記載事項

計画作成の流れ

関連文化財群・文化財保存活用区域

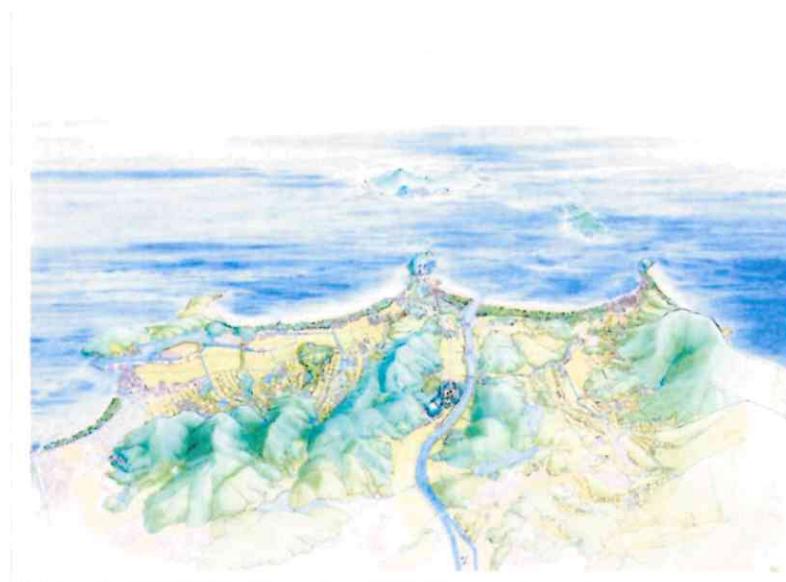
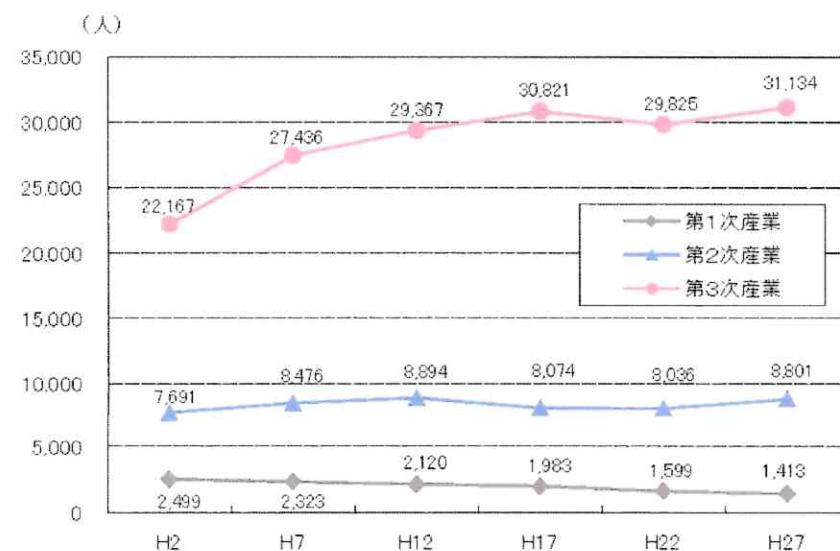
文化財の保存と活用に関する措置

- ・過疎化・少子高齢化
- ・財政状況
- ・社会構造や価値観の変化
- ・文化財を活かした
まちづくりへの機運の高まり

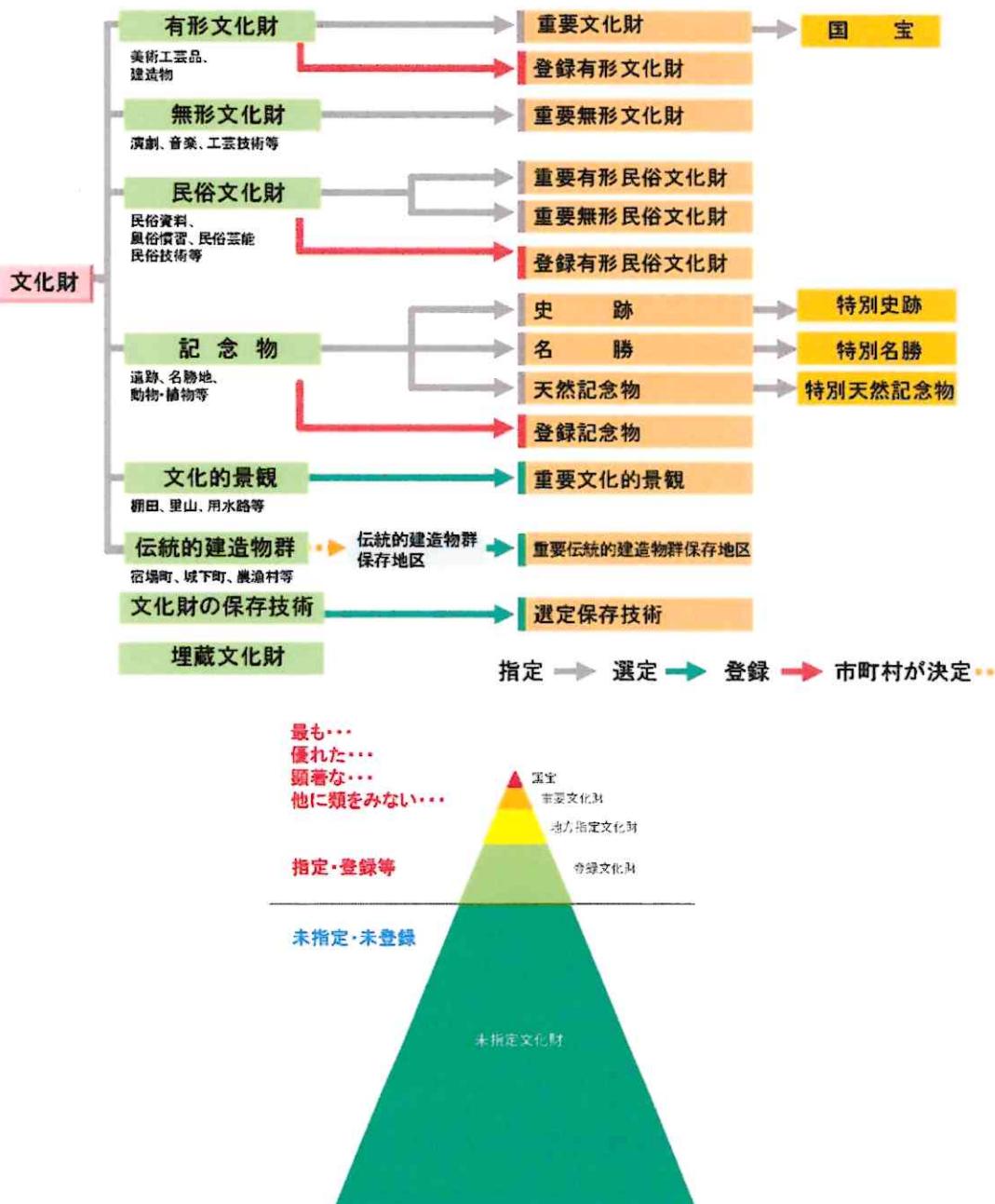


(図2-7 人口ピラミッドの推移)

図 産業別就業人口の推移(資料:国勢調査)



文化財保護法の改正



- 国、自治体はそれぞれの指定にかかる文化財を個別に保存・活用
⇒地域に所在する文化財全体を俯瞰した取組が必ずしも行われていない
- 制度上の取り扱いのない未指定の文化財

これからの文化財の保存と活用の在り方について

【質問】

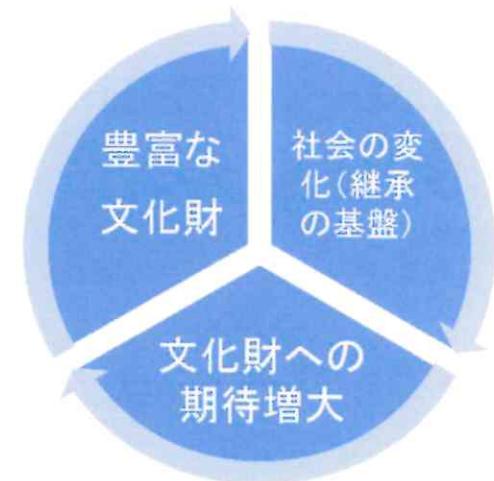
平成29年5月19日 文部科学大臣から文化審議会に質問

「これからの文化財の保存と活用の在り方について」

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤。後の世代への確実な継承が必要。
- 一方で、社会状況の大きな変化により、文化財の継承の基盤であるコミュニティが脆弱化、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある
- しかしながら同時に、文化財が地域振興、観光振興などを通じて地方創生や地域経済活性化にも貢献すると文化財に求められる役割への期待は増大

⇒文化財をいかにして確実に次世代に継承するか、未来に先んじて必要な施策を講じること、これからの文化財行政の在り方についての包括的に検討することが必要

後の世代への継承のために
今、できることを考える



文化財保護法改正の概要

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる 【第183条の2第1項】
② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進 【第183条の5、第184条の2】
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市ののみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

【第192条の2、第192条の3】

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる 【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る 【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする 【第190条第2項】
② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることする

(4) 罰則の見直し

【第191条第1項】

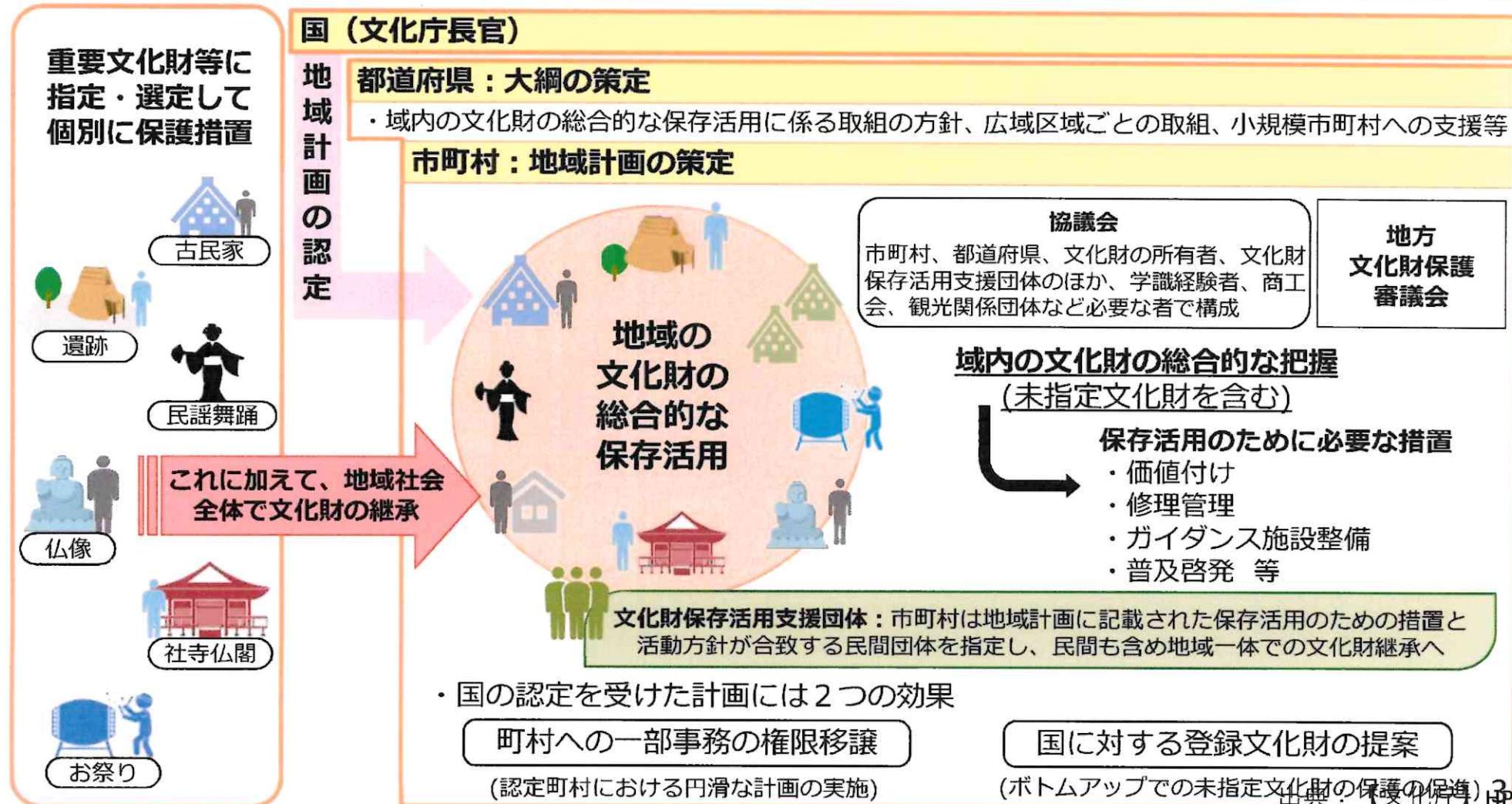
- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

文化財保護法改正による新たなイメージ

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

①地域における文化財の総合的な保存・活用



既存の「歴史文化基本構想」を実効的に発展させ、法律に位置付けたもの



- 各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン
- 地域に所在する未指定を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組み

平成31年3月4日 文化審議会文化財分科会企画調査会
『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画・保存活用計画の
策定等に関する指針』

31

協議会について

- 計画の作成・変更や計画の実施に係る連絡調整のための協議会を組織できる
(法183条の9)

→ 指針のP 14・26

「協議会の構成員の例」を参照

- ・市町村及び都道府県の文化財担当部局、まちづくり、観光、教育など関係部局の担当課長
- ・博物館などの学芸員
- ・大学などの教員（文化財の研究者や自治体史編纂に関わった者など）
- ・文化財の所有者、保存会会长
- ・自治会会长、観光協会会长、商工会会長
- ・文化財に関わるNPO法人や団体（文化財保存活用団体など）の代表者
- ・DMO法人などの代表者

- 計画作成に当たり、あらかじめ、

- ①公聴会の開催など住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努める
- ②地方文化財保護審議会の意見聴取
- ③協議会を組織している場合は協議会の意見聴取が必要（法183条の9）

①地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること

- ・ 域内の文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・ それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

②円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- ・ 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・ 措置の実施スケジュールが明確であること
- ・ 認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

③文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

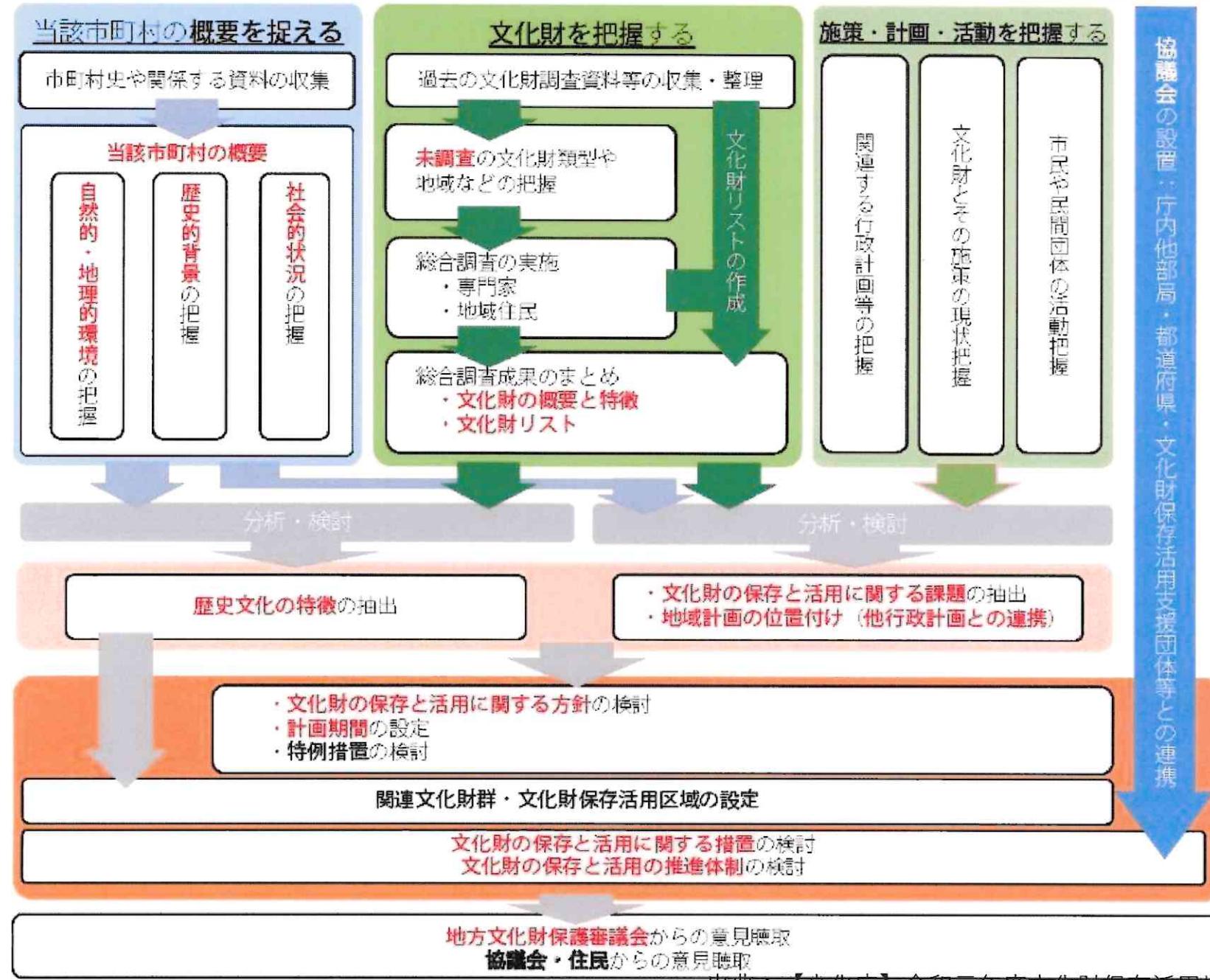
- ・ 大綱が定められている場合、地域計画の内容が大綱と整合性のとれたものとなっていること

計画への記載事項

文化財保護法 第183条の3 第2項		文化財保存活用地域計画策定指針 (20190304指針)
基本的 事項	第1号関係 文化財の保存及び活用に関する基本的な方針	当該市町村の概要
		当該市町村の文化財の概要
		当該市町村の歴史文化の特徴
		文化財の保存・活用に関する課題
		文化財の保存・活用に関する方針
	第2号関係 文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容	文化財の保存・活用に関する措置
	第3号関係 文化財を把握するための調査に関する事項	文化財を把握するための調査に関する事項
	第4号関係 計画期間	計画期間
	第5号関係 文部科学省令で定める事項	文化財の保存・活用の推進体制
任意 事項		関連文化財群に関する事項 文化財保存活用区域に関する事項 事務処理特例 その他の事項
		40

出典：【文化庁】令和元年度文化財保存活用地域計画研修会資料

計画作成の流れ



関連文化財群・文化財保存活用区域

宗像市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
平成30年度（2018）～平成39年度（2027）

宗像市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、北は玄界灘に面し、三方を山に囲まれ、中央を釣川が貫流する地理的条件や自然環境に恵まれた都市である。歴史的には、大陸との对外交流を進めるヤマト王権によって4世紀後半から沖ノ島ではじめられた国家的祭祀への関わりをきっかけに繁栄を築いていった。その後、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の祭祀が成立したと考えられており、沖ノ島で発掘された对外交流を象徴する銅鏡、武器、馬具などの出土品8万点が国宝に指定されている。そして平成29年、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界文化遺産にも登録された。宗像大社の祭祀は形を変えつつ受け継がれ、漁村集落や農村集落の暮らしにとけこんだ行事として今もなお息づいており、この人々の活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって本市を代表する歴史的風致を形成している。本計画は、このような歴史的風致の維持・向上を図り、これを後世に継承することを目的として策定するものである。

1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三宮の総称。全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている。みあれ祭をはじめ、古式祭、七夕祭など年間約40もの祭事が行われており、その繁栄を垣間見ることができます。

みあれ祭の様子

2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれておらず、鐘崎や神峯、大島、地島では現在多くの人々が漁業を生業としている。

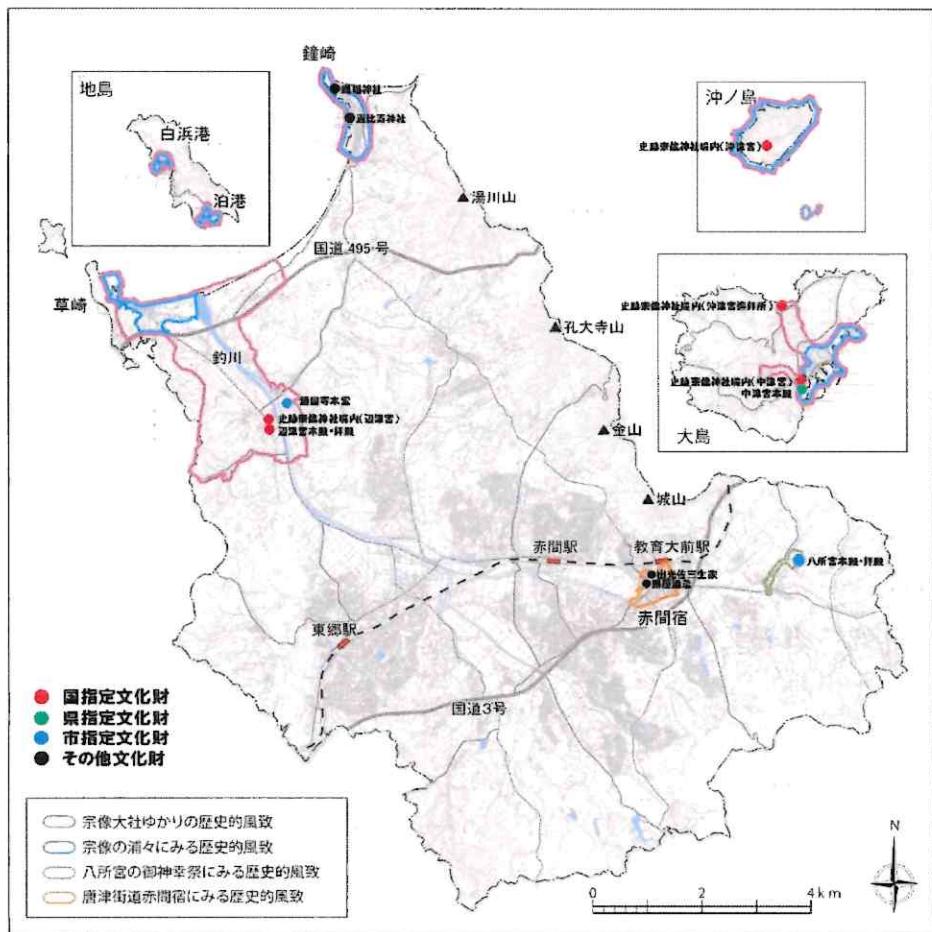
これらの地域では日々の暮らしの中に豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神々がいて、その信仰や風習が今も息づいている。



年中飾られる注連縄



織幡神社春祭り



3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

吉武地区の八所宮の御神幸祭は、神社と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る祭りであり、その周辺に広がる田園風景と農村集落のまちなみが一体となったこの地域独自の歴史的風致を形成している。



参道を進む御神幸行列

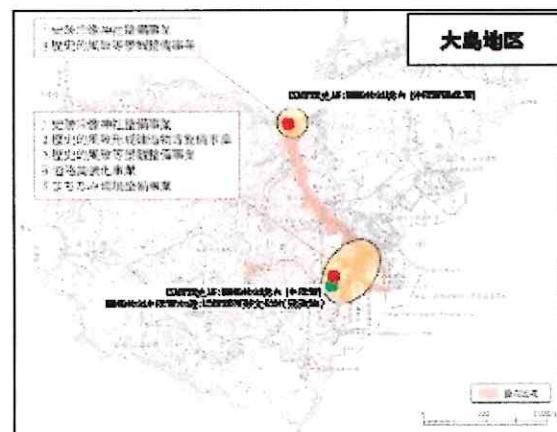
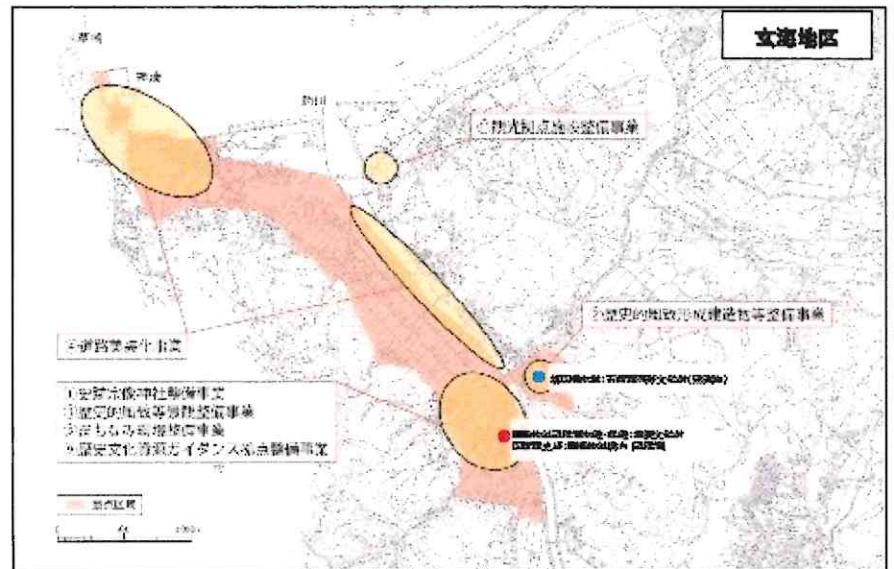
4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代に宿場町として栄えた赤間宿では、酒造りなどの生業や、赤間祇園祭やあびす祭をはじめとする季節ごとに行われる様々な祭事も継承されており、これらの光景は唐津街道を背景として発展した宿場町の面影と当時の人々の思いの一端を伝えるものである。



赤間あびす座

宗像市の重点区域における施策・事業概要



【宗像市全域を対象としたソフト事業】
 ⑥無形民俗文化財等調査支援等事業
 ⑦歴史文化資産継承支援事業
 ⑧歴史文化基本構想策定事業

⑩歴史文化資産普及啓発事業
 ⑪観光受入環境整備事業
 ⑫地域活性化支援事業

- 国指定文化財
- 都市指定文化財
- 市指定文化財

重点区域の名称と面積

宗像市歴史的風致維持向上地区 約 260ha
 (沖ノ島地区：約2ha、大島地区：約28ha、玄海地区：約230ha)

ア 歴史的風致形成物の保存・活用に関する事業

①史跡宗像神社整備事業

史跡宗像神社境内にある建造物や広場などの整備・修理を行うほか、歴史的建造物の防災対策や防犯対策を図る。



辯津宮本殿

②歴史的風致形成建造物等整備事業

歴史的風致を形成する建造物等の修復や修景、を行い、歴史的風致形成建造物等の周辺の環境整備を行う。



辯津宮本堂

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業

③歴史的風致等景観整備事業

良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、併用施設等の整備、景観阻害要因の除去等の整備を行う。



辯津宮

④道路美化事業

鐘崎や神淵、大島等の市道の美化化を実施し、回遊性とまちなみ景観の向上を図る。



大島の市道

ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援・継承に関する事業

①歴史文化資産継承支援事業

地域の伝行事の継承に取り組む組織と連携協力しながら継承者の発掘、育成や、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。



しめ縄づくり

エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

②歴史文化資源ガイドランプ拠点整備事業

宗像大社辯津宮に隣接する敷地において、既存文教施設等の周辺環境への調和とその諸機能の再配置を行うとともに、世界遺産の総合的なガイドランプ機能を担い、調査研究と公開活用を連携して行う拠点施設の整備を行う。

- ・文化財の指定等、修理、整備
- ・防災・防犯対策、災害発生時の対応
- ・文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成
- ・ユニークベニュー

歐州で生まれた考え方で、歴史的建造物、神社仏閣、美術館や博物館などの“特別な会場”で会議・レセプション・イベント等を開催することにより特別感や地域特性を演出することを目的とする

このように、本来用途とは異なるニーズに応えて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼ぶ

ユニークベニュー (Unique Venue)

“特別な会場”でイベント等を実施することにより“特別な価値”を創造する取組み

どのような会場で

歴史的建造物、寺社仏閣、美術館や博物館など、日本・地域らしさを感じさせる「特別な会場」

何を行い

会議・レセプション
コンサート
伝統芸能・伝統文化
展覧会 など

どのような魅力を
うみだすのか

参加者に参加して良かったと思わせるとともに、日本や地域の文化の素晴らしさを印象づけることができる

文化財（価値ある場所）で価値ある特別な体験を！



【取組のポイント】

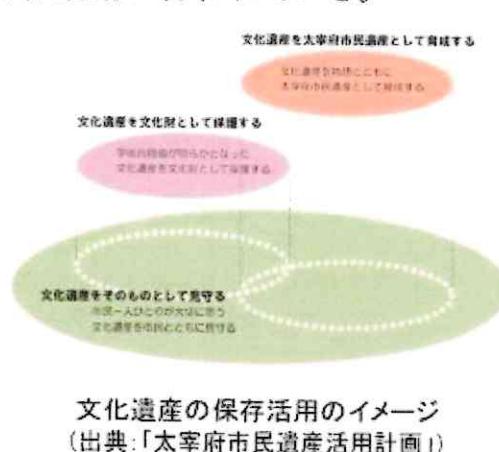
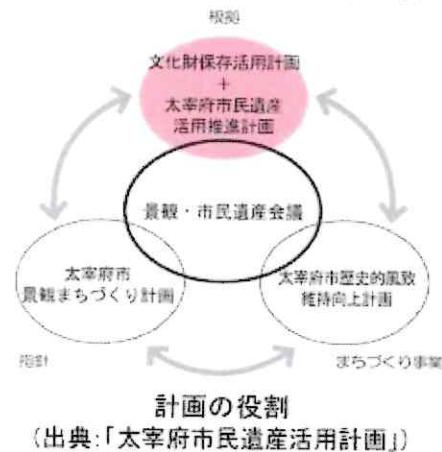
市民、事業者、行政が協働・連携を図るための共通の枠組みとして「太宰府市民遺産」を提唱。「太宰府市民遺産活用推進計画」(太宰府市歴史文化基本構想)に基づき、住民が文化財のリストアップ・目録化と日常的な見守りを行うとともに、市民・市・関係団体による「太宰府市景観・市民遺産会議」において市民遺産を認定することで、学術的視点だけでなく、地域にとって価値のある文化遺産の拾い上げと継承を市全体で推進している。

【概要】

- 市民が未来に残したい「太宰府固有の物語」・「文化遺産のリスト」・「育成活動」を総合的に「太宰府市民遺産」と捉え、市民からの提案に基づき、市民・市・関係団体による「太宰府市景観・市民遺産会議」が市民遺産を認定。
- 提案にあたって二人以上で育成活動を主体的に行う「市民遺産育成団体」を結成することで、文化遺産と保存活用の扱い手をセットで登録。
- 認定された市民遺産を含む文化遺産は「太宰府市民遺産活用推進計画」(太宰府市歴史文化基本構想)に基づき、①文化遺産をそのものとして見守る(リストアップ・目録化・市民による日々の見守り)、②文化財として保護する(学術調査・指定・行政による積極的関与)、③市民遺産として育成する(普及啓発・育成団体の顕彰・滅失のおそれのある場合の届出等)ことで、市民・行政等が一体となった保護を進めている。

【効果】

- 学術的視点から価値があると判断される文化財だけでなく、市民が自らの体験として文化遺産を拾い上げ共有の遺産と認定することで、主体的な保存活動が行われている。



太宰府の梅上げ行事
(太宰府梅ばやし隊)



太宰府の木うそ
(太宰府木うそ保存会)

認定市民遺産と育成団体例
(出典:太宰府市HP)

120

宗像市文化財保存活用地域計画作成事業工程表

2020年1月版

配布資料5

宗像市文化財保存活用地域計画骨子（案）

序章

1. 計画作成の背景と目的

- ・計画を作成するに至った背景と計画作成の目的を記載する。

2. 計画期間

- ・総合計画等の計画期間との整合性や市内の実情を踏まえつつ、概ね5年～10年程度の期間を設定する。

第1章 市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

- ・福岡県における市町村の占める位置、近隣市町との位置関係、面積について図を用いて説明する。

(2) 地名

- ・市内の地名について図を用いて説明する。

(3) 地形・地質

- ・地名の由来なども必要に応じて記載する。

- ・地形・地質の概要について図を用いて説明する。

- ・主要な河川、平野などの名称に加え、文化財と関わりが深い特徴についても言及する。

(4) 気候

- ・グラフや図などを用い、気候の概要について説明する。

- ・災害、生活、生業、文化財と特に関わりが深い場合は、その特徴について言及する。

(5) 生態系

- ・概要について説明する。

- ・生活、生業、文化財と特に関わりが深い場合は、その特徴について言及する。

(6) 景観

- ・文化財周辺の景観などについて記載する。

- ・景観法に基づく景観計画など文化財周辺の環境と関連する施策についても記載する。

2. 社会的状況

(1) 人口動態

- ・将来推計人口のグラフなどを用い、文化財の保存と活用の方針を定める上で必要な人口動態について記載する。

(2) 産業

- ・文化財の保存と活用を定める上で課題となる産業の状況について記載する。

- ・観光振興の観点から、観光客数についても記載する。

(3) 土地利用

- ・図などを用い、市街地、集落、田畠、森林など、市内の土地利用の状況について記載する。
- ・都市計画による規制についても記載。

(4) 交通

- ・交通の状況について記載する。

3. 歴史的背景

- ・図や写真を用い、歴史、産業史、災害史、集落・まちの変遷、関わりのある人物、人々の伝統的な営み、伝承等について記載する。

第2章 文化財の概要と特徴

- ・国、県、市の指定文化財の一覧を記載する。
- ・主な文化財の概要や文化財の特徴を記載する。
- ・歴史文化の特徴に関する未指定文化財についても一覧や概要・特徴を記載する。

第3章 歴史文化の特徴

- ・歴史や文化にまつわる地域の性質について記載する。
- ・第1章および第2章を踏まえ、市に固有の歴史や文化にまつわる地域的な特色的概要を記載する。

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要

- ・これまで市内を対象にした国、県、市、大学等の研究機関等が実施した調査について記載する。
- ・市内の地区及び類型ごとに既存の調査の有無をまとめ、調査が不足している部分を明らかにする。

2. 文化財の保存・活用に関する課題

- ・調査研究・保存・活用などの現状について市が直面する課題や問題意識を記載する。
- ・市民アンケートについて分析を行う。

3. 地域計画の位置づけ

- ・他計画との関係性および市における地域計画の位置づけを記載する。

4. 文化財の保存・活用に関する方針

- ・歴史文化の特徴や保存・活用に関する課題を踏まえ、市としてめざすべき方向性・将来像、市内の文化財の保存・活用に関する取り組みの方針を記載する。

5. 計画の進捗管理と自己評価の方法

- ・地域計画の着実な実施のため、進捗管理の方法について記載する。

6. 関連文化財群に関する事項

- ・歴史的・地理的関連性から抽出した歴史文化の特徴に基づき関連文化財群（点）の考え方（ストーリー）、名称、概要、文化財群を構成する文化財の一覧、保存・活用の方針や措置について記載する。

7. 文化財保存活用区域に関する事項

- ・文化財群（点）に基づく文化財保存活用区域（面）の考え方（ストーリー）、名称、概要、文化財群を構成する文化財の一覧、保存・活用の方針や措置について記載する。
- ・「歴史まちづくり法」に定められた重点区域の内容について記載する。

8. その他の事項

- ・世界遺産の事項について記載する。

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

- ・4章の方針を踏まえ、項目ごとに計画期間中に行う具体的な計画を記載する。

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

- ・文化財保存・活用に関する体制の現状や今後の体制整備の方針などについて記載する。